

<付 錄>

外国法制度等について

(冒頭部)

公法補充表

2000年7月5日改訂

下記の法案は大統領の承認を得たものであり、米国公式記録補完事業団の連邦広報局が番号を割り当てた。

S. 761／公法 106 - 229

国際・国内商行為における電子署名

(2000年6月30日、114 法令 464 ; 13 ページ)

(1枚目)

今回の検索	この文書	移る
次の項目	進む	新法案を検索
前の項目	戻る	ホームページ
該当項目のリスト	ベスト・セクション	ヘルプ
	文書の内容	

法案 6／50

両院が可決した最終バージョン（登録法案）。本法案には、各4種類のバージョンがある。

郵政省による PDF バージョン 連邦議会議事録における本法案への言及 下院委員会報告書へのリンク 661 乗員委員会報告書へのリンク 131 法案の要旨ならびに現状ファイルへのリンク 全内容表示 38,444 バイト [ヘルプ]

S.761

国際・国内商行為における電子署名（登録法案）

初めに

第1項 略称

第1条 商取引における電子式記録と署名

第101項 有効性に関する一般規則

第102項 優先事項に対する例外規定

第103項 個々の例外規定

第104項 連邦・州政府への適用性

第105項 研究課題

第106項 定義

第107項 発効日

第2条 転送可能な記録

第201項 転送可能な記録

第202項 発効日

第3条 國際的電子商取引の推進

第4条 オンラインにおける児童保護の責務

第401項 贈与物を受け取る権限

(2枚目、1/9)

- S.761 -

S.761

アメリカ合衆国第106回連邦議会

第2会期

2000年1月24日(月)、ワシントン市にて開催

法令

米国州間ならびに国際商取引における電子式記録と署名の利用の促進に関する  
アメリカ合衆国上院・下院の会議において、下記のとおり制定する。

第1項 略称

本法令の略称は、「国際・国内商行為における電子署名に関する法令」とする。

### 第1条 商取引における電子式記録と署名

第101項 有効性に関する一般規則

- (a) 概則—他のいかなる法規、法令、その他の法(本条と第2条を除く)の制限を受けて、州間ならびに外国との商取引において、またかかる商取引との関係において、次の通り定める。
- (1) かかる商取引に関する署名、契約、その他の記録は、それが電子形態であるというだけの理由からその法的効力、有効性、強制力を否認されてはならない。ならびに、
- (2) かかる商取引に関わる契約は、その締結において電子署名や電子記録が利用されたというだけの理由からその法的効力、有効性、強制力を否認されてはならない。
- (b) 従来の権利と義務の保持—本条は、
- (1) 従来の法においての契約その他の記録が非電子式形態の書式で署名されるよう定めていた点だけを改訂するものである。それ以外のいかなる法規、法令、その他の法に基づく該当者の権利や義務に関しても、制限・変更・その他修正を加えるものではない。あるいは、
- (2) 何人にも、それが当事者となる電子式契約以外の契約において電子記録や電子署名の

使用に合意し、あるいはそれを承認するよう義務付けるものではない。ただし、政府機関を例外とする。

(c) 消費者への情報開示

(1) 電子式記録への合意——上記の第101項(a)に関わらず、法規、法令、その他の法が、州間もしくは外国との商取引あるいはその関連で、消費者に対する書式の情報の提供もしくは公開を定めている場合、電子記録によりかかる情報を提供もしくは公開（いずれか、法の定める方）すれば、下記の条件を満足している限り、その書式による情報提供あるいは公開の義務を果たしたものとする。

- (A) 消費者がかかる電子記録の使用に合意しており、しかもその合意を撤回していない  
(B) かかる合意に先立ち、消費者が以下のような明白ですぐに認識される通知を得ている

---

(i) 消費者に対し、次の2点を明示している。(I) 印刷物その他の電子形態以外の形態で記録を提供・開示してもらう、消費者の権利あるいは選択肢すべて、および(II) いったん電子形態で記録を提供・開示してもらうことに合意した場合でも、その合意を撤回する権利が消費者にあること、ならびにかかる撤回をした場合にともなう条件や結果（該当取引関係の撤回を含む場合がある）、料金すべて。

(ii) かかる合意が、(I) 該当する記録を提供する義務の発生根拠となる特定取引だけに適用されるのか、それとも(II) 両社の取引関係のなかで提供・開示される可能性のあることが判明しているすべての種類の記録に適用されるのか、が消費者に明示されている。

(iii) 上記の(i)にしたがい消費者が合意を撤回する場合、ならびに電子形態で消費者に連絡する場合に必要となる情報を更新する場合に、消費者が取るべき手順を明記している。

(2/9)

(iv) 次の2点を消費者に明示している。(I) いったん電子記録を受け取ることに合意した後で、消費者がその記録の印刷入手するための手段、および(II) かかる印刷物が有料か無料か。

(C) 消費者が——

(i) 合意に先立ち、電子記録にアクセスするために、またそれを保存するために必要となるハードウェアとソフトウェアの要件を知らされていること、また

(ii) 合意の内容である情報の提示に使用される電子書式の情報に消費者がアクセスできることを電子的に実証するような方法で、電子的に合意あるいは合意の確認をしていること。

(D) 上記の(A)に則り消費者が合意した後で、電子記録へのアクセスまたは保存に必要なハードウェアまたはソフトウェアの要件に変更があり、そのために消費者が合意の内容である電子記録にそれ以降アクセス不能もしくは保存不能となってしまう場合には、その電子記録の提供者は以下の2種類の処置を講じる。

(i) その消費者に対し、次の2点を明示する。(I) その電子記録にアクセスまたは保存す

るために必要な改訂されたハードウェアならびにソフトウェアの要件、および(II) 一切の費用の負担なく、また上記の(B)(i)によって開示されなかつた一切の条件や負担なしに、同意を撤回する権利が消費者にあること。

(ii) ならびに、上記の(C)に準拠すること。

## (2) その他の権利

(A) 消費者保護の保持——本条のいずれの規定も、いずれかの法規、法令、その他の法に基づき消費者に対して行われるべき情報開示その他の記録提示・開示の内容や時期に影響するものではない。

(B) 検証と承認——本法の制定以前に制定された何らかの法令が、指定方式による記録の提供・開示を明示的に要求しており、しかもそれが情報受け取りの検証あるいは承認を要求している場合には、採用する電子的方式によって受け取りの検証または承認（いずれか、必要とされる方）がなされる場合においてのみ、記録を電子的方法で提供・開示できる。

## (3) 電子的同意あるいは同意確認の入手が不能な場合の効力

上記の(1)(C)(ii)に則る消費者からの電子的合意あるいは合意確認を入手できない場合も、それだけの理由により消費者が履行したいかなる契約も法的効力、有効性、あるいは強制力を失うものではない。

(4) 将來の効力——消費者が同意を撤回しても、その同意撤回に先立って上記の(1)に則りその消費者に提供・開示された電子記録の法的効力、有効性、ないし強制力は影響を受けない。消費者による合意撤回は、該当する記録の提供者がその撤回通知を受けてから妥当な期間内に効力を発揮するものとする。上記(1)(D)への準拠を怠った場合には、その消費者の判断により、同項の趣旨による合意撤回と見なすことができる。

(5) 本条(c)は、本条の発行期日以前に何らかの法規、法令、その他の法に則り消費者が電子形態での記録の受け取りに合意していた場合、かかる記録の提供・開示には何ら適用されない。

(6) 口頭での伝達——口頭による伝達もしくは口頭による通信の録音は、本項の趣旨とする電子記録としては該当しない。ただし、適用される何らかの法による例外規定がある場合は、この限りではない。

## (d) 契約書や記録の保存

(1) 正確性とアクセス性——何らかの法規、法令、その他の法が、州間あるいは外国との商取引に関する契約書もしくはその他の記録を保存しておくことを要求している場合、該

当する契約あるいは他の記録の内容である情報を、以下の両条件を満たす電子記録で保存すれば、この要求を満たすものとする。

- (A) 該当する契約もしくは他の記録の情報を正確に反映している
- (B) 法規、法令、その他の法に則りその定める期間の間、その情報にアクセスする権利のあるすべての者にアクセス可能である。この場合、転送や印刷、その他の手段によって後日正確に複製して参照することが可能な形態であること。

(2) 例外事項——上記の(1)に定めた契約書その他の記録の保存義務は、当該契約もしくは記録の送信、通信、受信を可能とすることだけを目的と刷るいかなる情報にも適用されない。

(3/9)

(3) 原本——何らかの法規、法令、その他の法が、州間あるいは外国との商取引に関する契約書もしくはその他の記録を原本の形態のままで提供、開示、もしくは保存するよう定めている場合、もしくは原本形態のまでの提供、開示、もしくは保存がなされなかった場合の処分を定めている場合には、上記の(1)に準拠する電子記録によりこうした法規、法令、その他の法の要求は満足されるものとする。

(4) 小切手——何らかの法規、法令、その他の法が小切手の保存を要求している場合、上記の(1)に則る電子記録に当該小切手の両面に記載されている情報を保存することにより、この要求は満足されるものとする。

(e) 正確性と、契約書その他の記録を保存する能力——上記(a)の規定に関わらず、何らかの法規、法令、その他の法が、州間あるいは外国との商取引に関する契約書もしくはその他の記録を書式で作成するよう要求している場合には、かかる契約または他の電子記録が保存可能な形式になっていない、あるいは正確な複製でないという原因で、当該契約または記録を保存する資格のあるすべての当事者が後日参照できない場合には、かかる契約または記録の電子記録の法的効力、有効性、強制力が否定される場合がある。

(f) 早急性——何らかの法規、法令、その他の法が何らかの警告や注意、その他の記録の刑事、表示、公表を早急に行うよう定めている場合、本条のいずれの規定もその早急性に影響するものではない。

(g) 公証と承認——何らかの法規、法令、その他の法が州間もしくは外国との商取引に関連する署名や記録の公証人による認証、承認、検証、宣誓を定めている場合には、こうした行為をなす権限を有する人物の署名が、他の法規、法令、その他の法の定める情報すべてを含む他の情報とともに添付されているか、論理的に対応していれば、こうした認証・承認等の要求は満足されるものとする。

(h) 電子的エージェント——州間もしくは外国との商取引に関係した契約またはその他の記録の考案、作成、配布に一人ないしは複数の電子的エージェントの関与があった場合、そのエージェントが当事者に代わってかかる行為をなす法的妥当性がある限りは、かかる契約あるいは記録の法的効力、有効性、強制力は、エージェントが関与したという理由だけから否定されることはない。

(i) 保険業務——連邦下院は、本条ならびに第 II 条が特に保険業務に適用されることを意図する。

(j) 保険代理人とブローカー——保険代理人またはブローカーが、電子記録あるいは電子署名によって契約を締結する当事者からの指示に従って行為をなす場合、以下の全条件が該当する場合には、契約当事者双方が合意した電子手続きにおけるいかなる欠陥に対しても、責任を負わない。

(1) その代理人またはブローカーが無知、無謀、あるいは故意により不正行為に関与してはいない

(2) その代理人またはブローカーが、かかる電子手続きの開発・策定に関与していない

(3) その代理人またはブローカーが、かかる手続きに違反していない

## 第 102 項 優先事項に対する例外規定

(a) 概則——州の法規、法令、その他の法が下記のに該当する場合には、第 101 項の規定は、各州の法規、法令、その他の法により修正、制限を受け、あるいは州法が優先される場合がある。

(1) 1999 年に「全州統一法令に関する全米委員会」がすべての州における制定を推奨した「統一電子取引法」の制定もしくは適用の一環として、その州法が制定されている。ただし、同法の第 3(b)(4) 項に基づき州が制定した同法の範囲に例外規定がある場合には、その例外規定と本条または第 2 条が矛盾する範囲内で、あるいは本項の(2)(A)(ii)と抵触する範囲内で、例外規定が優先される。

(2) (A) 契約もしくは他の記録の法的効力、有効性、強制力を確立するための電子記録または電子署名（あるいは、その両方）の使用もしくは承認に関して、代替手順もしくは代替要件を指定している。ただし、以下の場合に限る。

(i) かかる代替手順または代替要件に、本条ならびに第 II 条との整合性がある。かつ、

(ii) かかる代替手順または代替要件において、電子記録や電子署名の作成、補完、生成、受信、通信、もしくは認証の機能を実行するに当たって、特定の技術や特定の技術仕様の

採用・適用を義務付けておらず、またそうした特定技術・使用の採用・適用に優先的な法的地位や効力を与えていない。

(B) 本法の制定日付以降に当該州法が制定された場合には、本法を具体的に参照している。

(4/9)

(b) 市場の構成員としての各州の実施する活動に関する例外規定——上記の(a)(2)(II)は、いかなる州政府またはその機関等による調達に関する法令、法規、その他の法にも適用されない。

(c) 免責の防止——上記(a)は、「統一電子取引法」の第 8(b)(2)条に基づき州政府が非電子式配信方式を強制し、本条ならびに第 II 条から免れることを許容するものではない。

#### 第 103 項 個々の例外規定

(a) 例外規定——第 101 項の規定は、下記の規制を受ける契約やその他の記録には適用されない。

(1) 遺書や遺言補足書、遺言信託の作成や執行を規制する法令、法規、その他の法  
(2) 養子や離婚など家族法に関する州の法令、法規、その他の法  
(3) いずれかの州で適用される「統一商業法」。ただし、第 1-107 項ならびに第 1-206 項、ならびに第 2 ならびに第 2A 条項を除く。

(b) その他の例外——第 101 項の規定は、下記にも適用されない。

(1) 裁判所の命令や通告、その他法廷手続きとの関連で執行を必要とされる裁判所の公式文書（要約や訴訟書、その他の文書を含む）

(2) 下記のいずれかの通告——

(A) 公益サービス（水道、暖房、電力を含む）の中止や終了  
(B) 個人の主たる住居を担保とする信用取引契約、あるいはかかる住居の賃貸契約における、不履行、弁済期日繰り上げ、再所有、差し押さえ、立ち退き、回復権  
(C) 健康保険またはその給付、ないしは生命保険給付（年金受領を除く）の中止や終了  
(D) 健康や安全に危害を加える可能性のある商品の回収や、商品の重大な欠陥  
(3) 有害物質や殺虫剤、その他の有毒・危険物質の輸送や扱いにともなって義務付けられている、一切の文書

(c) 例外規定の見直し——

(1) 評価の要求——商務長官は、通信情報次官補を通じ、向こう 3 年間に渡って上記(a)と(b)の例外規定の効果を評価し、かかる例外規定が消費者の保護のために今後も必要であるか否かを評価すること。本法律の制定日から 3 年以内に、同次官補は下院に対して、かかる評価の結果に関する報告書を提出すること。